

令和 8 年
3 月高浜市議会定例会
参 考 資 料

目 次

種類・番号	件 名	頁
同意第 1 号	副市長の選任について	3
同意第 2 号	教育委員会教育長の任命について	4
同意第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	6
議案第 3 号	指定金融機関の指定について	8
議案第 4 号	高浜市行政手続条例の一部改正について	11
議案第 5 号	高浜市国民健康保険税条例の一部改正について	16
議案第 6 号	高浜市犯罪被害者等支援条例の制定について	46
議案第 7 号	高浜市水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について	48
議案第 8 号	高浜市上水道事業給水条例及び高浜市公共下水道条例の一部改正について	49
議案第 9 号	高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	52
議案第 10 号	高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について	57
議案第 11 号	高浜市職員の旅費に関する条例の一部改正について	63
議案第 12 号	高浜市事務分掌条例の一部改正について	80
議案第 13 号	高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について	81
議案第 14 号	高浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	82
議案第 15 号	高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について	83

同意第1号関係

副市長の選任について

副市長の定数	1人
副市長の任期	4年
氏名	深谷直弘（64歳）
略歴	<div data-bbox="1160 778 1568 842" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">個人情報のため、非公表</div>

同意第2号関係

教育委員会教育長の任命について

教 育 長 の 定 数	1 人
教 育 長 の 任 期	3 年
氏 名	村 越 茂 樹 (5 8 歳)
略 歴	

個人情報のため、非公表



同意第3号関係

固定資産評価審査委員会委員の選任について

委員の定数	3人
委員の任期	3年
今回任命する委員の数	1人
氏名	毛受洋恵（54歳）
略歴	<div data-bbox="1160 826 1568 890" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">個人情報のため、非公表</div>



議案第3号関係

指定金融機関の指定について

金 融 機 関 名	岡崎信用金庫
所 在 地	岡崎市菅生町字元菅41番地
現 況 (令和7年9月30日現在)	出 資 金 30億5,400万円 店 舗 数 101店舗 預 金 3兆6,021億円 貸 出 金 1兆7,711億円
沿 革	大正13年7月 岡崎信用金庫を設立 昭和25年11月 高浜支店を開設
高浜市指定金融機関の指定	昭和52年6月～昭和54年5月 昭和58年6月～昭和60年5月 平成元年6月～平成3年5月 平成7年6月～平成9年5月 平成13年6月～平成15年5月 平成17年7月～平成23年6月 (再指定：平成19年7月、平成21年7月) 平成27年7月～令和8年6月 (再指定：平成29年7月、令和2年7月、令和5年7月) 指定期間 3年

指定金融機関の選定に係る調査結果について

○調査の実施

実施期間 令和7年8月4日から9月30日まで
 対象機関 高浜市内に支店を有する岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合、あいち中央農業協同組合の5機関
 (西尾信用金庫、愛知県中央信用組合、あいち中央農業協同組合の3機関は辞退)

○調査結果の主な内容

(金額 すべて税抜)

区分	項目	市の希望		岡崎信用金庫	碧海信用金庫
利便性	営業時間	午前9時～午後4時		午前9時～午後4時	午前9時～午前11時30分 午後12時30分～午後4時
	派遣人員	2人		2人	2人
経済性	派出業務委託料	年額1,834千円/人		年額2,750千円/人	年額3,000千円/人
	口座振込手数料	電子媒体	62円/件	62円/件(※)	150円/件
		紙媒体	100円/件	100円/件(※)	他行への振込800円/件 (3万円未満は600円/件) 自行への振込500円/件 (3万円未満は300円/件)
	窓口収納手数料	無料		無料(※)	100円/件
	振込組戻手数料	無料		無料(※)	1,000円/件
安全性	自己資本比率	—		11.16%(前回12.22%)	15.50%(前回15.53%)
	不良債権比率	—		2.21%(前回2.59%)	2.95%(前回2.53%)
	受託実績	—		平成27年7月より令和8年6月末まで高浜市指定金融機関を受託継続	平成23年7月より平成27年6月末まで高浜市指定金融機関を受託

(※) 他市、他行動向により協議を行う可能性有り

○審査結果

現金出納事務については、正確かつ安全な方法による実施が不可欠であり、引き続き、指定金融機関制度を利用し、利用者である市民等の利便性の向上に寄与するとともに、内部事務の負担・コスト削減を図る必要がある。

書類審査の結果、岡崎信用金庫を内定としたい。評価した点として、営業時間が市の希望と同様であること、高浜支店が近くにあり、利用者の利便性の確保及び円滑な窓口接客サービスの提供が見込まれること、また、平成27年7月より当市の指定金融機関を受託しており、公金出納事務においても今まで培われた経験から正確でスムーズな対応が見込まれ、既存のシステムが引続き使用できるメリットがあることが挙げられる。

【参考】

○辞退理由について

受託を辞退した3金融機関の辞退理由については以下の通り

金融機関名	辞退理由
西尾信用金庫	<ul style="list-style-type: none">・派遣人員2名の確保が難しいため・市希望の派遣業務委託料の金額に近づけることが難しいため・振込組戻手数料無料への対応が難しいため
愛知県中央信用組合	<ul style="list-style-type: none">・派遣人員2名の確保が難しいため・指定金融機関の営業時間（午前9時から午後4時まで）への対応が難しいため
あいち中央農業協同組合	<ul style="list-style-type: none">・派遣人員2名の確保が難しいため・市希望の派遣業務委託料の金額に近づけることが難しいため・指定金融機関の営業時間（午前9時から午後4時まで）への対応が難しいため

議案第4号関係

高浜市行政手続条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、<u>第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u></u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____によって行うことができる。_____</p> <p>_____</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同条第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「当該措置を開始した日から2週間を経過したとき」とあるのは「当該措置を開始した日から2週間を経過したとき」(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」
_____と、「掲示を始めた日_____から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日_____から2週間を経過したとき」(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日_____の翌日)と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及

第1項第3号及び第4号とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

び第4号とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

高浜市行政手続条例の一部改正について

1 改正の必要性

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）の公布に伴い、公示送達デジタル化に係る規定が行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）に盛り込まれた。ついては、高浜市行政手続条例（平成 9 年高浜市条例第 2 1 号）においても、公示送達デジタル化について所要の規定を整備し、その具体的な措置については、高浜市行政手続条例施行規則（平成 9 年高浜市規則第 3 9 号）に委任することとする。

2 高浜市行政手続条例の一部改正

(1) 条例に新たに定める公示送達の方法について

新	旧
<p>① <u>規則で定める方法</u>により、<u>不特定多数の者が閲覧できる状態に置く方法</u>（今後のデジタル技術の変化に対応するため、規則に委任する形をとっている。）</p> <p>② <u>行政庁の事務所の掲示板に公示事項を記載した書面を掲示する方法又は行政庁の事務所に設置したパソコンの画面上で、公示事項を閲覧することができるようにする方法</u></p>	<p>① 行政庁の事務所の掲示板に公示事項を記載した書面を掲示する方法</p>

(2) 条例の主な改正内容について

- ・ 条例第 1 5 条に第 4 項を追加し、上記 2 (1) の内容を規定する。
- ・ その他条項ずれの対応等

(3) 上記 2 (1) ① の規則で定める方法について

- ・ 不特定多数の者が閲覧できる状態に置く方法について、インターネットを通じて閲覧できる状態に置くことを想定しており、行政手続法はその具体的な措置を総務省令（行政手続法第 1 5 条第 4 項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和 7 年総務省令第 1 0 3 号））に委任して定めている。
- ・ 高浜市においても、行政手続法の規定方法に倣い、具体的な措置については高浜市行政手続条例施行規則に委任する。

3 高浜市行政手続条例施行規則の一部改正

(1) 新たな公示送達具体的な措置の方法について規定を設ける。

・ 次の①及び②のいずれにも該当する方法をいう。

①行政庁の電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を、閲覧者の電子計算機に表示する方法

②インターネットに接続されたホームページ等を使用する方法

4 施行日

令和8年5月21日施行

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2～4 略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.78を乗じて算定する。

2 略

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

2～4 略

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.73を乗じて算定する。

2 略

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万5,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3、第9条の7及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3、第9条の7及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 2万3,000円

(2) 特定世帯 1万1,500円

(3) 特定継続世帯 1万7,250円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万9,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3 _____及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3 _____及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 2万3,800円

(2) 特定世帯 1万1,900円

(3) 特定継続世帯 1万7,850円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に

100分の2.35を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万1,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,600円

(2) 特定世帯 3,800円

(3) 特定継続世帯 5,700円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.11を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万1,900円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税

100分の1.93を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,800円

(2) 特定世帯 3,900円

(3) 特定継続世帯 5,850円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.85を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万2,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000円とする。

額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

(2) 特定世帯 400円

(3) 特定継続世帯 600円

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額

して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円

して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）_____

_____の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円

に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2万5,060円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万6,100円

(イ) 特定世帯 8,050円

(ウ) 特定継続世帯 1万2,075円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,260円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,320円

(イ) 特定世帯 2,660円

(ウ) 特定継続世帯 3,990円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護

に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2万510円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万6,660円

(イ) 特定世帯 8,330円

(ウ) 特定継続世帯 1万2,495円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,930円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,460円

(イ) 特定世帯 2,730円

(ウ) 特定継続世帯 4,095円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護

納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8,330円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,130円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 910円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない

納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8,680円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,900円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない

世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万7,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万1,500円

（イ） 特定世帯 5,750円

（ウ） 特定継続世帯 8,625円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円

（イ） 特定世帯 1,900円

（ウ） 特定継続世帯 2,850円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,950円

世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万4,650円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万1,900円

（イ） 特定世帯 5,950円

（ウ） 特定継続世帯 8,925円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,950円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,900円

（イ） 特定世帯 1,950円

（ウ） 特定継続世帯 2,925円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,200円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 2,950円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付
金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に
規定する世帯主を除く。）1人について 650円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課
税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者
（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付
金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応
じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所
得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に
属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のう
ち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に
当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて
得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属
者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る
納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 3,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所
得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に
属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のう
ち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に
当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて
得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属
者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る
納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均

等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,160円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,600円

（イ） 特定世帯 2,300円

（ウ） 特定継続世帯 3,450円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,360円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,520円

（イ） 特定世帯 760円

（ウ） 特定継続世帯 1,140円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,380円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,180円

等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,860円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,760円

（イ） 特定世帯 2,380円

（ウ） 特定継続世帯 3,570円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,980円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,560円

（イ） 特定世帯 780円

（ウ） 特定継続世帯 1,170円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,480円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,400円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 260円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,370円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,950円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万4,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万7,900円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,770円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,950円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,900円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 195円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 325円

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,395円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,325円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万1,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万4,650円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,485円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,475円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,960円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,950円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 650円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) 略

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額_____

（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額_____

）は、当該所得割額及び被保険者均等割額_____から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) 略

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

（国民健康保険税の納税通知書）

第26条 国民健康保険税の納税通知書の様式は、市長が別に　　定める。

附 則

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を

（国民健康保険税の納税通知書）

第26条 国民健康保険税の納税通知書の様式は、市長が別に規則で定める。

附 則

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を

有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の

有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の

合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは

合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、 及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは

特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4

特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4

第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1

第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1

項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に

項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に

規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」

規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」

と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2

と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2

第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
【国民健康保険税の税率改定】

1. 改正の背景

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成 30 年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となった。

各市町村は、県が決定する「国民健康保険事業費納付金」を県に納付するため、県から示された市町村ごとの「標準保険税率※」を参考に保険税率を決定する。

平成 30 年度以降、多くの自治体が「標準保険税率」を参考に税率を引き上げてきたが、本市では、歳入不足への対応として国民健康保険支払準備基金（以下、「基金」という。）を活用し、他市と比べて低い税率に抑えてきた。しかし、基金を活用しても、歳入不足を補うことができない状況となり、健全な国民健康保険財政を継続するために、税率を見直す必要が生じた。

※標準保険税率とは、市町村ごとのあるべき保険税率で、県が統一のルールに基づいて算出したもの

2. 税率改定の考え方

■税率の改定は 8 年ぶりであり、子ども・子育て支援金制度の導入や税率改定により、税負担の大幅な増加が見込まれるため、令和 8 年 3 月補正予算計上後の基金残高見込み（103 百万円）の 3 分の 2（69 百万円） を取り崩すこととする。

■税率改定方針

○応益分（均等割額及び平等割額）は、高浜市標準保険税率に合わせる。（100 円未満切り上げ）

○応能分（所得割率）は、（標準保険税率－現行税率）の 1/2（50%）の引き上げを基本とする。

※試算の結果、税収見込み額が過大となる場合は、医療分の所得割率で調整する。

■試算の結果、応能分（所得割率）の引き上げ率は、次のとおりとする。

○医療分： $(\text{高浜市標準保険税率} - \text{現行税率}) \times 4/10 (40\%) \Rightarrow (8.36\% - 5.73\%) \times 4/10 = 1.05\% \text{増}$

○後期高齢者支援金分： $(\text{高浜市標準保険税率} - \text{現行税率}) \times 1/2 (50\%) \Rightarrow (2.77\% - 1.93\%) \times 1/2 = 0.42\% \text{増}$

○介護納付分： $(\text{高浜市標準保険税率} - \text{現行税率}) \times 1/2 (50\%) \Rightarrow (2.36\% - 1.85\%) \times 1/2 = 0.26\% \text{増}$

3. 税率比較

(改定案と現行税率との比較)

区分	基礎課税額 (医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付分		
	現行 A	改定案 B	差(B-A)	現行 A	改定案 B	差(B-A)	現行 A	改定案 B	差(B-A)
所得割率	5.73%	6.78%	+1.05%	1.93%	2.35%	+0.42%	1.85%	2.11%	+0.26%
均等割額	29,300 円	35,800 円	+6,500 円	9,900 円	11,800 円	+1,900 円	12,400 円	11,900 円	▲500 円
平等割額	23,800 円	23,000 円	▲800 円	7,800 円	7,600 円	▲200 円	7,000 円	5,900 円	▲1,100 円

(改定案と高浜市標準保険税率との比較)

区分	基礎課税額 (医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付分		
	標準税率 A	改定案 B	差(B-A)	標準税率 A	改定案 B	差(B-A)	標準税率 A	改定案 B	差(B-A)
所得割率	8.36%	6.78%	▲1.58%	2.77%	2.35%	▲0.42%	2.36%	2.11%	▲0.25%
均等割額	35,724 円	35,800 円	+76 円	11,766 円	11,800 円	+34 円	11,887 円	11,900 円	+13 円
平等割額	22,933 円	23,000 円	+67 円	7,553 円	7,600 円	+47 円	5,886 円	5,900 円	+14 円

4. 影響額

【モデルケース1】 40代の夫婦2人、小学生以上の子ども2人の4人世帯

営業所得 (万円)	A	B	C (B-A)	D (C/A*100)
	現行	改定後	増加額(円)	増加率(%)
	税額(円)	税額(円)		
200	325,300	376,900	51,600	15.9
400	559,600	651,800	92,200	16.5
600	749,800	876,600	126,800	16.9
800	938,200	1,072,600	134,400	14.3

【モデルケース2】 70代の単身世帯

年金収入 (万円)	A	B	C (B-A)	D (C/A*100)
	現行	改定後	増加額(円)	増加率(%)
	税額(円)	税額(円)		
100	21,200	23,400	2,200	10.4
200	92,600	105,400	12,800	13.8
250	145,000	166,600	21,600	14.9
300	183,300	212,300	29,000	15.8

5. 主な内容

条項	項目	改正内容	
第3条第1項	基礎課税額（医療分）の所得割額	税率を 5.73% → 6.78% に改定	
第5条	基礎課税額（医療分）の均等割額	被保険者一人につき 2万9,300円 → 3万5,800円	
第5条の2	基礎課税額（医療分）の平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2万3,800円 → 2万3,000円 特定世帯 1万1,900円 → 1万1,500円 , 特定継続世帯 1万7,850円 → 1万7,250円	
第6条	後期高齢者支援金等課税額の所得割額	税率を 1.93% → 2.35% に改定	
第7条の2	後期高齢者支援金等課税額の均等割額	被保険者一人につき 9,900円 → 1万1,800円	
第7条の3	後期高齢者支援金等課税額の平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,800円 → 7,600円 特定世帯 3,900円 → 3,800円 特定継続世帯 5,850円 → 5,700円	
第8条	介護納付金課税額の所得割額	税率を 1.85% → 2.11% に改定	
第9条の2	介護納付金課税額の均等割額	被保険者一人につき 1万2,400円 → 1万1,900円	
第9条の3	介護納付金課税額の平等割額	1世帯につき 7,000円 → 5,900円	
第23条第1項	保険税の減額 (1)7割軽減額	基礎課税額 (医療分)	ア 被保険者均等割額軽減額 被保険者一人につき 2万510円 → 2万5,060円 イ 世帯別平等割額軽減額 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万6,660円 → 1万6,100円 特定世帯 8,330円 → 8,050円 特定継続世帯 1万2,495円 → 1万2,075円
		後期高齢者支援金 課税額	ウ 被保険者均等割額軽減額 被保険者一人につき 6,930円 → 8,260円 エ 世帯別平等割額軽減額 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,460円 → 5,320円 特定世帯 2,730円 → 2,660円 特定継続世帯 4,095円 → 3,990円
		介護納付金課税額	オ 被保険者均等割額軽減額 被保険者一人につき 8,680円 → 8,330円 カ 世帯別平等割額軽減額 1世帯につき 4,900円 → 4,130円

条項	項目	改正内容	
第 23 条第 1 項	保険税の減額 (2) 5 割軽減額	基礎課税額 (医療分)	ア 被保険者均等割額軽減額 被保険者一人につき 1 万 4,650 円 → 1 万 7,900 円 イ 世帯別平等割額軽減額 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 万 1,900 円 → 1 万 1,500 円 特定世帯 5,950 円 → 5,750 円 特定継続世帯 8,925 円 → 8,625 円
		後期高齢者支援金 課税額	ウ 被保険者均等割額軽減額 被保険者一人につき 4,950 円 → 5,900 円 エ 世帯別平等割額軽減額 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,900 円 → 3,800 円 特定世帯 1,950 円 → 1,900 円 特定継続世帯 2,925 円 → 2,850 円
		介護納付金課税額	オ 被保険者均等割額軽減額 被保険者一人につき 6,200 円 → 5,950 円 カ 世帯別平等割額軽減額 1 世帯につき 3,500 円 → 2,950 円
	保険税の減額 (3) 2 割軽減額	基礎課税額 (医療分)	ア 被保険者均等割額軽減額 被保険者一人につき 5,860 円 → 7,160 円 イ 世帯別平等割額軽減額 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,760 円 → 4,600 円 特定世帯 2,380 円 → 2,300 円 特定継続世帯 3,570 円 → 3,450 円
		後期高齢者支援金 課税額	ウ 被保険者均等割額軽減額 被保険者一人につき 1,980 円 → 2,360 円 エ 世帯別平等割額軽減額 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,560 円 → 1,520 円 特定世帯 780 円 → 760 円 特定継続世帯 1,170 円 → 1,140 円
		介護納付金課税額	オ 被保険者均等割額軽減額 被保険者一人につき 2,480 円 → 2,380 円 カ 世帯別平等割額軽減額 1 世帯につき 1,400 円 → 1,180 円
第 23 条第 2 項	未就学児の均等 割額の軽減	基礎課税額 (医療分)	未就学児一人につき、基礎課税額(医療分)の均等割額を 7 割軽減世帯 4,395 円 → 5,370 円 、 5 割軽減世帯 7,325 円 → 8,950 円 、 2 割軽減世帯 1 万 1,720 円 → 1 万 4,320 円 上記以外の世帯 1 万 4,650 円 → 1 万 7,900 円
		後期高齢者支援金 課税額	未就学児一人につき、後期高齢者支援金分の均等割額を 7 割軽減世帯 1,485 円 → 1,770 円 、 5 割軽減世帯 2,475 円 → 2,950 円 、 2 割軽減世帯 3,960 円 → 4,720 円 上記以外の世帯 4,950 円 → 5,900 円

6. 施行日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
【子ども・子育て支援納付金課税額の新設】

1. 改正の背景

子ども・子育て支援金制度は、全世代や企業から医療保険の保険料と合わせて、「子ども・子育て支援金」を拠出し、社会全体で子どもや子育て世帯を応援する制度である。令和8年度から、国民健康保険税に上乗せして徴収される。

2. 制度の概要

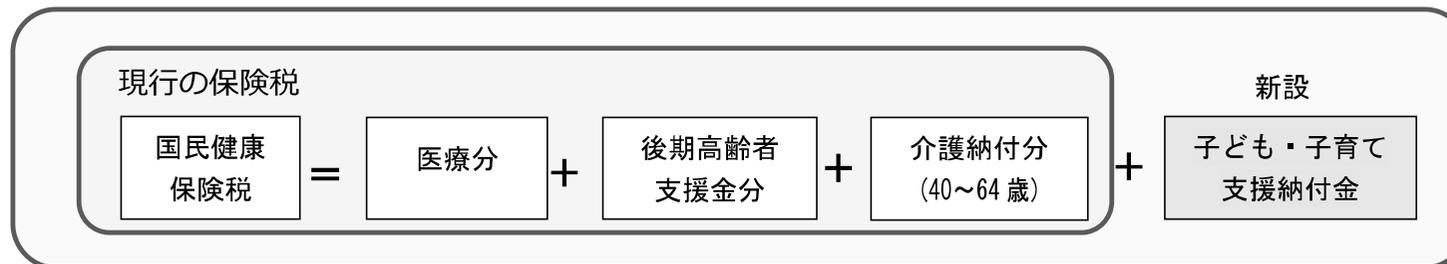
(1) 支援金徴収の流れ



(2) 支援納付金の主な用途

- 児童手当の抜本的拡充（所得制限撤廃、支給期間を高校生年代まで延長、第3子以降の支給額増額（R6.10～））
- 妊婦のための支給給付（R7.4～）
- こども誰でも通園制度（R8.4～）

(3) 改正後の保険税



(4) 税率

子ども・子育て支援納付金課税額	
所得割率	0.29%
均等割額※	1,300 円
平等割額	800 円
18 歳以上均等割額	100 円

※均等割額は、高校生年代（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前）まで 10 割軽減となり、賦課されない。

(5) モデル別納付金額

【モデルケース1】 40代の夫婦2人、小学生以上の子ども2人の4人世帯

営業所得 (万円)	子ども・子育て 支援納付金(円)	備考
200	7,400	均等割・平等割2割軽減
400	13,900	軽減なし
600	19,700	軽減なし
800	25,500	軽減なし

【モデルケース2】 70代の単身世帯

年金収入 (万円)	子ども・子育て 支援納付金(円)	備考
100	600	均等割・平等割7割軽減
200	3,100	均等割・平等割2割軽減
250	5,000	軽減なし
300	6,400	軽減なし

3. 主な内容

条項	項目	改正内容
第2条第5項	子ども・子育て支援納付金課税額	子ども・子育て支援納付金課税額を新設
第9条の4	所得割額	基礎控除後の総所得額金額等×0.29%により算定
第9条の5	被保険者均等割額	被保険者一人につき 1,300円
第9条の6	18歳以上被保険者均等割額	18歳以上の被保険者一人につき 100円
第9条の7	世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円 特定世帯 400円 特定継続世帯 600円
第23条第1項	保険税の減額 (1)7割軽減額	キ 均等割額軽減額 被保険者一人につき 910円 ク 18歳以上被保険者均等割額軽減額 18歳以上被保険者一人につき 70円 ケ 世帯別平等割額軽減額 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円 特定世帯 280円 特定継続世帯 420円
	保険税の減額 (2)5割軽減額	キ 均等割額軽減額 被保険者一人につき 650円 ク 18歳以上被保険者均等割額軽減額 18歳以上被保険者一人につき 50円 ケ 世帯別平等割額軽減額 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円 特定世帯 200円 特定継続世帯 300円
	保険税の減額 (3)2割軽減額	キ 均等割額軽減額 被保険者一人につき 260円 ク 18歳以上被保険者均等割額軽減額 18歳以上被保険者一人につき 20円 ケ 世帯別平等割額軽減額 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円 特定世帯 80円 特定継続世帯 120円
第23条第2項	未就学児の均等割額の軽減	未就学児一人につき、子ども・子育て支援納付金課税分の均等割額を7割軽減世帯 195円、5割軽減世帯 325円、2割軽減世帯 520円、上記以外の世帯 650円と定める。
第23条第3項	産前産後に伴う軽減	出産被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額並びに均等割額及び18歳以上均等割額を産前産後期間のうち、当該年度に属する月数に乗じて得た額を軽減する。
第23条第4項	18歳未満の均等割額の全額軽減	18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの被保険者分の子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額について10割軽減の措置を講ずる。

4. 施行日

令和8年4月1日から施行する。

高浜市犯罪被害者等支援条例の制定について

1. 制定の理由

平成16年12月に犯罪被害者等基本法が制定され、愛知県では「愛知県犯罪被害者等支援条例」が令和4年4月1日に施行された。

本市においても、犯罪被害者等の支援等について基本理念を定め、市、市民、事業者等の役割を明らかにすることを目的として、本条例を制定する。

2. 条例の主な内容

第1条 目的

条例の目的を規定。

第2条 定義

各用語の定義を規定。

第3条 基本理念

犯罪被害者等の支援をするための基本理念を規定。

第4条（市の責務）から第6条（事業者の責務）

第3条の基本理念を受け、市、市民、事業者が果たす責任を規定。

第7条 相談及び情報の提供等

市が犯罪被害者等に対し相談及び情報の提供等を行うこと、防災防犯グループに総合窓口を設置することを規定。

第8条 経済的負担の軽減

犯罪被害者等が一時的に経済的な困窮に直面した場合の経済的負担の軽減を図るために、市が必要な支援を行うことを規定。

支援金については、高浜市犯罪被害者等支援金給付要綱に基づき給付する。

第9条 広報及び啓発

犯罪被害者等の支援に対する市民等の理解促進を図るため、市が必要な施策を講ずることを規定。

第10条 人材の育成

市職員を始めとする関係者の人材の育成を規定。

第11条 個人情報の適切な管理

犯罪被害者等にかかる個人情報の適切な管理を規定。

第12条 支援を行わないことができる場合

犯罪被害者等に対し支援を行うことが、社会通念上適切でないと認められるときは、市は支援を行わないことを規定。

第13条 委任

3. 施行日

令和8年4月1日

高浜市水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について

1 制定の目的・背景

水道事業及び下水道事業の適正かつ健全な運営を図ることを目的として、「高浜市水道事業及び下水道事業審議会」の設置及び運営について必要な事項を定めるため、新たに制定する。

2 条例の主な内容

第1条 設置 高浜市水道事業及び下水道事業審議会の設置を規定。

第2条 所掌事務 市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の運営及び経営について調査及び審議を行うことを規定。

第3条 組織 審議会の委員について規定。

審議会委員は10名以内。下記の者より市長が任命する。

①識見を有する者

②各種団体を代表する市民

③その他市長が必要と認める者

第4条 任期 任期を2年と規定。

第5条 会長及び副会長 会長は市長が任命することを規定。

第6条 会議 会議の招集について規定。

第7条 関係者の出席等 必要があると認めるときは関係者の出席を求めることを規定。

第8条 守秘義務 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことを規定。

第9条 庶務 審議会の庶務について規定。

第10条 委任 委任について規定。

3 施行日

令和8年4月1日

議案第 8 号関係

高浜市上水道事業給水条例及び高浜市公共下水道条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>・第 1 条による改正（高浜市上水道事業給水条例の一部改正） （工事の施行）</p> <p>第 1 1 条 給水装置工事は、市長又は市長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>指定給水装置工事事業者等（指定給水装置工事事業者又は同項ただし書の規定により給水装置工事を施行する他の水道事業者若しくは他の水道事業者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者をいう。以下同じ。）</u>が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の検査を受けなければならない。</p> <p>3～5 略 （給水管及び給水用具の指定）</p> <p>第 1 2 条 略</p> <p>2 市長は、<u>指定給水装置工事事業者等</u>に対し、配水管に給水管を</p>	<p>・第 1 条による改正（高浜市上水道事業給水条例の一部改正） （工事の施行）</p> <p>第 1 1 条 給水装置工事は、市長又は市長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 前項の規定により<u>指定給水装置工事事業者</u> _____が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の検査を受けなければならない。</p> <p>3～5 略 （給水管及び給水用具の指定）</p> <p>第 1 2 条 略</p> <p>2 市長は、<u>指定給水装置工事事業者</u>に対し、配水管に給水管を</p>

取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 略

- ・第2条による改正（高浜市公共下水道条例の一部改正）
（排水設備等の工事の実施）

第9条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市が行う場合を除き、市長がその工事に関し技能を有する者として指定した高浜市公共下水道事業排水設備工事指定工事店（以下「指定工事店」という。）以外の者が行ってはならない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

2 略

取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 略

- ・第2条による改正（高浜市公共下水道条例の一部改正）
（排水設備等の工事の実施）

第9条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市が行う場合を除き、市長がその工事に関し技能を有する者として指定した高浜市公共下水道事業排水設備工事指定工事店（以下「指定工事店」という。）以外の者が行ってはならない。

2 略

高浜市上水道事業給水条例及び高浜市公共下水道条例の一部改正の概要について

1 改正の目的

災害その他の非常の場合に、市長の指定を受けた者以外の者による給水装置工事及び排水設備工事を可能とするため、高浜市上水道事業給水条例及び高浜市公共下水道条例の一部を改正するものである。

2 改正内容

第1条 高浜市上水道事業給水条例の一部改正

高浜市上水道事業給水条例第11条第1項に、災害その他非常の場合において、他の水道事業者又は公共団体の長が指定した者が施工できるよう、ただし書き以降を加え、合わせて同条第2項と第12条2項中の文言を改める。

第2条 高浜市公共下水道条例の一部改正

高浜市公共下水道条例第9条に、災害その他非常の場合において、他の公共団体の長が指定した者が施工できるよう、ただし書き以降を加える。

3 施行日

令和8年4月1日

議案第9号関係

高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>1万円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万5,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定に</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定に</p>

よる金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を

____、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

4 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>

よる金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に

ついては1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

4 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>

分団長及び 副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>	分団長及び 副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長、班長 及び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>	部長、班長 及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>
備考 略				備考 略			

議案第9号概要資料

高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の概要について

1. 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額が改定が令和8年4月1日から施行される予定である。

本市においても、政令の一部改正に基づき、高浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年高浜町条例第20号。以下「条例」という。）で定める非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額について所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

①条例第5条第2項第1号、別表関係

（単位：円）

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340 (12,900)	14,170 (13,700)	15,000 (14,500)
分団長及び副分団長	11,670 (11,300)	12,500 (12,100)	13,340 (12,900)
部長、班長及び団員	10,000 (9,700)	10,840 (10,500)	11,670 (11,300)

備考：（ ）内書は現行の補償基礎額である。

②条例第5条第2項第2号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げる。

③条例第5条第3項関係

区分		配偶者 (婚姻の届出を していないが、 事実上婚姻関係 と同様の事情に ある者を含む。)	22歳に達す る日以後の最 初の3月31 日までの間に ある 子	22歳に達す る日以後の最 初の3月31 日までの間に ある 孫	60歳以上の 父母及び祖父 母	22歳に達す る日以後の最 初の3月31 日までの間に ある 弟妹	重度心身障害 者
令和7年度	加算額(日額)	100円 (第1号)	383円 (第2号)	217円(第3号～第6号)			
令和8年度	加算額(日額)	<u>廃止</u>	<u>433円</u> (第1号)	217円(第2号～第5号)			

議案第10号関係

高浜市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(通勤手当)</p> <p>第15条 <u>通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</u></p> <p>(1) <u>通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</u></p> <p>(2) <u>通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</u></p> <p>(3) <u>通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第15条 <u>通勤手当は、通勤している職員に対して支給する。ただし、次に掲げる職員にあつては、通勤手当を支給しない。</u></p> <p>(1) <u>徒歩による通勤を常例とする職員</u></p> <p>(2) <u>通勤のため交通機関若しくは有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用し、又は通勤のため自動車その他の交通の用具（以下次項において「自動車等」という。）を使用する職員のうち、これらの通勤手段を用いなければ通勤することが著しく困難である職員以外のもので、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの</u></p>

しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第4項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離に応じて市長が規則で定める額（第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤したものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（1月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額）とする。

(1) 通勤距離が片道5キロメートル未満の者 2,000円

(2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の者 4,200円

(3) 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満の者 7,300円

(4) 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満の者 10,400円

(5) 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満の者 13,500円

(6) 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満の者 16,600円

(7) 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満の者 19,700円

(8) 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未

満の者 22,800円

(9) 通勤距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未

満の者 25,900円

(10) 通勤距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未

満の者 29,100円

(11) 通勤距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未

満の者 32,300円

(12) 通勤距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未

満の者 35,500円

(13) 通勤距離が片道60キロメートル以上の者 38,700

円

(14) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金（以下

この号及び次号において「運賃等」という。）を負担するこ

とを常例とする者 当該職員が1月の通勤に要する運賃等の

額に相当する額（以下次号において「運賃等相当額」とい

う。）（その額が15万円を超えるときは、15万円）

(15) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、か

つ、自動車等を使用することを常例とする者（利用する交通

機関等の距離が片道2キロメートル以上であり、かつ、自動

車等の使用距離が片道2キロメートル以上である者） 運賃

等相当額に当該職員の自動車等の使用距離に応じて第1号か

ら第13号までに規定する額を加算した額（その額が15万

円を超えるときは、15万円）

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のため

めの施設（その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあつては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が規則で定める場合にあつては、その翌月）の市長が規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市長が規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうち

これらの事由が生じた後の期間を考慮して市長が規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市長が規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給について必要な事項は、市長が規則で定める。

3 前2項に規定するもののほか、通勤手当の支給について必要な事項は、市長が規則で定める。

高浜市職員の給与に関する条例の一部改正の概要について

1 改正理由

人事院は、令和7年8月7日に国会と内閣に対し、給与改定等についての勧告を行い、政府において、勧告どおりの内容とする「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が同年12月24日に成立・公布されました。本市においても、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち、勧告どおりに改正します。

2 主な改正内容

通勤手当の改正

【第15条第2項第2号関係】

- ・自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分（5km刻み）を新設し、上限を66,400円とする。

【第15条第3項関係】

- ・1か月あたり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設。

3 施行日

令和8年4月1日

(6) 家族 _____ 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(7) 略

(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の市長が規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市長が規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

(6) 扶養親族 職員の配偶者 _____（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持している _____ものをいう。

(7) 略

2 この条例において「何級の職務」という場合には、高浜市職員の給与に関する条例（昭和39年高浜町条例第4号）別表第1に規定する行政職給料表及び高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年高浜市条例第30号）別表第1に規定する給料表による当該級の職務（これらの給料表の適用を受けない者については、任命権者が市長と協議して定めるこれに相当する職務）をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する領域（都の特別区の存する地域にあつては、特別

(旅費の支給)

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者

が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他市長が規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中

天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額

区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者

（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され

、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者

（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2及び3 略

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

2～4 略

5 その他の交通費は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ実費額により支給する。

6 宿泊費は、第16条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

7 包括宿泊費は、第17条に規定する額を支給する。

8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2及び3 略

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2～4 略

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 着後滞在費は、第19条に規定する額を支給する。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第12条から第19条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条から第9条まで 削除

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

12 内国旅行のうち第19条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は_____、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項各号のいずれかに該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過_____等のため鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（家族移転費_____のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の

数による。

第8条の2 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算した滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第8条の3 私事のため市内又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が市内又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、市内又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第9条 1日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃_____（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の

分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。

2～4 略

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられ

分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの_____は、所定の請求書_____に
_____に
_____に
_____に
_____に
必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者
(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。
この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しな
かった者は、その請求に係る旅費額_____のうちそ
の書類を提出しなかったため、その旅費_____
の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給_____を受け
ることができない。

2～4 略

たファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類は、市長が規則で定める。

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 第1項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、市長が規則で定める。

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1)及び(2) 略

4 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第13条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃額とする。

(1)及び(2) 略

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第13条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 3級以上の職務にある者については、中級の運賃

イ 2級以下の職務にある者については、下級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

- (1) 搭乗に要する運賃
- (2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運航する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第15条 車賃の額は、別表による。

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1万9,000円を上限として、地域の実情を勘案して市長が規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第12条から第15条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第18条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前

(日当)

第16条 日当の額は、別表の定額による。

2 県内を旅行する場合における日当は、前項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り、同項に定める日当の額の2分の1に相当する額を支給する。ただし、旅行地が半田市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、阿久比町及び東浦町の場合は、これを支給しない。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第18条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の1の額

3 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費、着後滞在費及び家族移転費）

第19条 転居費、着後滞在費及び家族移転費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）の規定に準じて市長が定める。

（移転料、着後手当及び扶養親族移転料）

第18条の2 移転料、着後手当及び扶養親族移転料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）の規定に準じて市長が定める。

（日額旅費）

第19条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとする。

(1) 測量、調査、土木営繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行

(2) 長期間の研修、講習、訓練その他これに類する目的のための旅行

(3) 前2号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、市長が規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1

第21条 削除

(旅費の支給額の上限)

第24条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第12条第1項各号、第13条第1項各号、第14条第1項各号及び第15条各号に掲げる各費用について、当該各号及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当す

項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

(市外の同一地域内の旅行の旅費)

第21条 市外の同一地域（第2条第3項に規定する地域の区分による同一の地域をいう。）内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第12条、第13条又は第15条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

る部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第16条、第17条、第19条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける_____場合その他旅行_____における特別の事情により、又は旅行_____の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた場合又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条_____の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項又は第64条_____の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた場合又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第27条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市長が規則で定める。

(委任)

第28条 略

別表 略

(委任)

第27条 略

別表第1 略

別表第2 (第15条—第18条関係)

車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
実費	2,100円	11,500円	2,100円

高浜市職員の旅費に関する条例の一部改正の概要について

1 改正理由

国において、「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、本市においても、国家公務員の旅費の見直しに準じて旅費の種目及び支給内容・対象の見直し等の改正を行います。

2 主な改正内容

(1) 旅費の種目及び支給内容の改正

- ・実勢価格との乖離の解消、実態・運用に即した取扱いとするため、下表のとおり改正する。

改正される旅費種目と支給内容

現行		改正後	
種類	支給額	種類	支給額
車賃	実費＋定額	その他の交通費	実費
日当	定額	(廃止) ※1	
宿泊料	定額	宿泊費	実費
(新設)		包括宿泊費 ※2	実費
食卓料		(廃止)	
(新設)		宿泊手当 ※3	定額
移転料	定額	転居費	実費
着後手当	定額	着後滞在費	実費
扶養親族移転料	実費＋定額	家族移転費	実費＋定額

※1 日当の廃止

昼食代を含む諸雑費・用務地内の交通費に充てるための日当を廃止し、用務地内の交通費を実費支給する。

※2 包括宿泊費の新設

ホテルパック利用時の旅費種目として包括宿泊費を新設する。

※3 宿泊手当の新設

宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための宿泊手当を新設する。

(2) 旅費の支給対象の見直し

- ・旅行者に直接支給するだけでなく、旅行役務提供者への支払を可能とする。

3 施行日

令和8年4月1日

議案第12号関係

高浜市事務分掌条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p><u>(部等の設置)</u></p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>市長直轄組織及び次の部</u>を置く。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 <u>市長直轄組織の分掌事務は、行財政改革推進に関することとする。</u></p> <p><u>2</u> 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p><u>(部の設置)</u></p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>次の部</u>を置く。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(事務分掌)</p> <p><u>第2条</u> 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

議案第13号関係

高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(支給要件)</p> <p>第3条 扶助料は、障害者であって、次の各号のいずれかに該当する者に対して支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 住民基本台帳法により本市に記録されていた者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第18項</u>に規定する共同生活援助を行う住居（次項において「グループホーム」という。）に入居するため市外に転出したもの（当該転出先の市町村からこの条例による扶助料と同種の給付を受けることができる者を除く。）</p> <p>2 略</p>	<p>(支給要件)</p> <p>第3条 扶助料は、障害者であって、次の各号のいずれかに該当する者に対して支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 住民基本台帳法により本市に記録されていた者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第15項</u>に規定する共同生活援助を行う住居（次項において「グループホーム」という。）に入居するため市外に転出したもの（当該転出先の市町村からこの条例による扶助料と同種の給付を受けることができる者を除く。）</p> <p>2 略</p>

議案第14号概要資料

高浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

■制定の背景・趣旨

事業者が乳児等支援給付費(国、県、市町村負担)を受けるためには、市町村からの確認を受ける必要があるが、その際に事業者が遵守すべき基準については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定により、内閣府令に基づき条例で定めることとなっていることから制定するものです。

■概要

(運営に関する基準)

第3条 法第46条第3項に規定する条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)の定めるところによる。

※特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準については、市独自基準は設けずに、国基準どおりです。

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準 内閣府令(令和7年内閣府令第95号) 主な内容

第1章 第2条(一般原則)

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条(利用定員に関する基準)【1時間当たりの利用定員及び1月当たりの利用定員を定め実施する。】

第2節 運営に関する基準(第4条～第32条)

第4条(面談)【申込後、最初に子どもと保護者の面談し、心身の状況及び養育環境を把握する。】、第11条(特定乳児等通園支援の提供の記録)【提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録する。】、第16条(相談及び援助)【子ども及びその保護者の心身の状況並びに子どもの養育環境の的確な把握に努め、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。】、第19条(運営規程)【1.目的及び運営の方針、2.その提供する支援の内容、3.職員の職種、員数及び職務の内容、4.特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日、5.保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額など全11項目】、第20条(勤務体制の確保等)、第21条(利用定員の遵守)【定員を超える提供は不可。】

第3章 第33条(電磁的記録等)

■施行日

令和8年4月1日から施行

議案第15号関係

高浜市使用料及び手数料条例の一部改正新旧対照表

改 正 後							改 正 前						
別表第1（第3条関係）							別表第1（第3条関係）						
態 様	種 類	区 分	単 位	金 額 （円）	徴 収 の 時 期	備 考	態 様	種 類	区 分	単 位	金 額 （円）	徴 収 の 時 期	備 考
公 の 施 設	南部ふ れあい プラザ ～碧海 グラン ド	略	略	略	略	略	公 の 施 設	南部ふ れあい プラザ ～碧海 グラン ド	略	略	略	略	略
	流作グ ランド	野球場（A）	1時間	590	利用の	略		流作グ ランド	野球場（A）	1時間	590	利用の	略
		野球場（B）		590	許可を			野球場（B）		590	許可を		
					受けた とき			照明施設		4,400	受けた とき		
五反田 グラン ド～高 浜芳川 緑地多 目的広 場	略	略	略	略	略	五反田 グラン ド～高 浜芳川 緑地多 目的広 場	略	略	略	略	略	略	

行政財産の目的外使用	東海児童センター～高浜小学校	略	略	略	略	略
	吉浜小学校	体育館	1時間	510	利用の半面のみ	のとき
					許可を受けるとき	は、350円とする。
	高取小学校～建物	略	略	略	略	略
注1～注6 略						

行政財産の目的外使用	東海児童センター～高浜小学校	略	略	略	略	略
	吉浜小学校	体育館	1時間	510	利用の半面のみ	のとき
					許可を受けるとき	は、350円とする。
		屋外体育施設		2,200	とき	
		照明施設		0		
	高取小学校～建物	略	略	略	略	略
注1～注6 略						